

「環境宣言」に関する決議

さわやかな大気、清らかな水、緑の山なみに囲まれた豊かで美しい自然環境は、この地に生きるものの生存基盤であるのみならず、それらに調和をもたらすものである。

しかし、大気や水の汚染、緑の枯渇など自然環境の悪化は、今や地域から地球規模にまで拡大し、その生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えている。

自然と人間のより調和のとれた環境をつくりあげていくには、自然がもたらす恵みと資源を守り育てるとともに、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直していく必要がある。

我々は、地球の一市民として、住民、企業、自治体が一体となり地球環境の保全と環境にやさしい地域づくりに取り組み、次の世代の子供たちに誇れる環境をつくり上げる責務がある。

よって、本市議会は、ここに「環境宣言」を行い、市民の理解と協力の下に、世界の貴重な財産である森林・水源を初めとする豊かな自然環境の保全と環境にやさしい社会の実現を期するものである。

以上決議する。

平成4年9月24日

長野市議会

長野市環境方針

長野市は、世界と未来に誇りうる環境調和都市の実現をめざしています。

大きな恵みを与えてくれる自然を将来の世代に引き継ぐとともに、持続可能な社会をつくりあげていくことが私たちの責務と認識し、市民・事業者とのパートナーシップのもと環境に配慮した事務事業に取り組みます。

- 1 第二次長野市環境基本計画後期計画に基づき、次の項目について重点的に取り組みます。
 - (1) 循環型社会の実現
 - (2) 良好な生活環境の保全
 - (3) 豊かな自然環境の保全
 - (4) 豊かで快適な環境の創造
 - (5) 低炭素社会の実現
 - (6) 市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進
- 2 環境法令等を順守します。
- 3 定期的に内部監査及び見直しを実施し、システムの継続的改善を進めます。

平成 29 年 4 月 1 日

長 野 市 長